

緊急事態措置延長下における対策（令和3年2月3日）

1 緊急事態措置実施期間の延長について

兵庫県全域において、3月7日(日)までの期間において次の要請又は働きかけを実施

- (1) 外出自粛
不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請
- (2) イベントの開催制限
イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保。あわせて20時までの時間短縮を働きかけ
- (3) 施設の使用制限
 - ① 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請
※協力金の支給 支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数
財 源：国負担80%、県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3
 - ② 劇場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかけ
- (4) 出勤抑制
「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）などの推進を要請
- (5) 緊急事態措置解除要請基準の検討

2 感染症患者急増対策について

- (1) 入口対策
 - ① 病床数の拡充 756床→839床(+83床)
 - ② 宿泊療養施設の拡充 1施設（神戸市内・142室）を確保
 - ③ 入院調整機能の強化 兵庫県立大学看護学部から教員を派遣（1/22～）
- (2) 出口対策（回復者の転院受入促進）
 - ① 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」を設置（2/3）
 - ② 転院受入医療機関に対し、1名受入れあたり10万円を支援（緊急事態措置期間中）
- (3) 入院調整者等への対応
 - ① 宿泊療養施設の対応強化
 - ・ 医療チームをホテルヒューイット甲子園(西館)に派遣（1/23～）
 - ② 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化
 - (ア) 全自宅待機者への対応
 - ・ 健康観察アプリによる自己チェック、電話による健康観察と随時相談（2/2～）
 - (イ) 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方への対応
 - ・ 看護系大学教員等による家庭訪問等（2/9～）

3 ワクチン接種体制等について

- (1) 県の主な役割
 - ① 医療従事者等への優先接種に係る調整
 - ② 副反応等の専門相談の実施
 - ③ 住民接種に係る市町へのワクチン配分 等
- (2) ワクチンの種類（ファイザー社、アストラゼネカ社、武田/モデルナ社）
- (3) 医療従事者等への優先接種
 - ① 対象者：病院等において新型コロナウイルス患者と接する医師等の職員、搬送に従事する救急隊員、自治体の対策業務に従事する職員 等
 - ② スケジュール：医療従事者への接種はワクチンの供給が不透明であるが、3月中旬以降の接種を予定（2月中旬から先行接種開始予定）
- (4) 優先接種の体制
 - ① 接種施設：基本型接種施設（50～60カ所）、連携型接種施設（260カ所）
 - ② 接種可能人数：基本型接種施設（78,000人）、連携型接種施設（98,000人）

4 兵庫県知事からのメッセージ「緊急事態宣言発令中！」

- ・ 4つの取組（営業時間の短縮、外出自粛、出勤抑制、イベント開催制限）
- ・ 家庭、施設等へのウイルス持込み防止 等